

公 示 日 : 2023 年 6 月 28 日 (水)

調達管理番号 : 23a00281

国 名 : キューバ

担 当 部 署 : 社会基盤部 都市・地域開発グループ第二チーム

調 達 件 名 : キューバ国物流の改善および貨物輸送の最適化プロジェクト詳細計画策定調査 (物流計画)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 物流計画
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 8 月上旬から 2023 年 10 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.7、国内 0.4、合計 1.1
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
3 日 21 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 7 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」
の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提

出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年7月24日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務経験の分野	物流計画、物流インフラ計画、交通計画に係る各種調査
対象国及び類似地域	キューバ及び全途上国
語学の種類	英語（スペイン語ができると望ましい）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国からの入国、または黄熱に感染する危険のある国で12時間以上の乗り継ぎがある場合は、黄熱予防接種証明が入国に要求されます。

6. 業務の背景

キューバ国は、国内交通インフラ・施設の整備、交通サービス産業の投資が不足しており、運輸交通サービスの効率化において課題を抱えている。世界銀行が実施している世界各国のロジスティクスパフォーマンス評価（2023年）では、ワースト10に入っており、物流システムの改善が緊結な課題となっている。キューバは社会主義政治体制下において独自の貨物輸送計画システム（Balance de

Cargas) を構築している。一方で、不十分な計画及び関係組織との調整不足による非効率な運営が、輸送コストの最小化を妨げている。特に、輸送に不可欠である燃料を輸入に頼っており、COVID-19 の影響で深刻な燃料不足に直面していることから、輸送効率の向上による燃料利用の最適化が国家の重要課題となっている。また、輸送計画・実績等の輸送に関する情報のデジタル化が出来ておらず、需要の特定や輸送業務・サービス改善のための情報分析及びモニタリングが不十分なため、ICT を活用した貨物輸送計画システム (Balance de Cargas) のデータベース構築も優先課題である。加えて、同国は、2025 年をピークに人口が徐々に減少し、2030 年には 60~80 歳の人口率が 24% になる見込みである。そのため、高齢化による運輸セクターの人材不足に備え、ICT 技術を用いた貨物輸送の効率化に対応できる高度人材の育成も求められている。

このようなキューバ国の物流課題に対し、JICA は開発計画調査型技協力「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト (2018-2022)」の実施を通じ、同国にある 3 つの上位政策に基づいてマスタープランを策定した。同マスタープランのロジスティクスセクターの中期計画には、「輸送計画システムのデジタル化」、「輸送事業関係者間の調整」、「ロジスティクス分野の人的能力開発」にかかるプロジェクトが含まれている。そのため、同マスタープランの中期計画に沿って貨物輸送計画システム (Balance de Cargas) の最適化を実施する必要がある。

かかる状況を踏まえ、同マスタープランの内容をもとに貨物輸送計画システムの改善及びそのシステムのデータベース化に向けた能力強化の実施要請が、キューバ国運輸省貨物輸送分析・開発部 (MITRANS) から我が国へ要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書 (案) を含めた報告書 (案) 全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2023 年 8 月上旬~2023 年 8 月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握する。
- ② 我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を確認する。
- ③ 担当分野にかかる調査計画、方針案、面談先等を検討し、調査日程 (案) を作成する。

- ④ 現地調査で収集すべき情報を整理・検討する。
- ⑤ 本格協力にむけた方針にかかる担当分野関連部分を検討する。
- ⑥ キューバ政府関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英語）を作成し、現地派遣前に JICA に提出する。
- ⑦ 担当分野に係る対処方針（案）（和文）を検討した上で、JICA が開催する現地渡航前の対処方針会議等に参加し、担当分野に係る調査計画・方針案を整理のうえで、JICA に提出する。

（２）現地業務期間（2023 年 8 月中旬～2023 年 9 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA キューバ事務所、キューバ側関係機関に調査計画・方針案を説明する。
- ② 現地調査、質問票の回答内容、キューバ側関係機関との協議を通じて以下の点を確認する。
 - ア) 開発計画調査型技協力「全国運輸マスタープラン策定プロジェクト（2018-2022）」で策定されたマスタープランの位置づけおよび認知度
 - イ) 本案件で取り扱う「物流」の定義
- ③ 以下の本体プロジェクトの協力枠組みについて、担当分野の観点から提案を行い、PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
 - ア) プロジェクト対象地域の特定
 - イ) 関係機関の特定
 - ウ) 実施機関および関係機関の役割分担
 - エ) マスタープランで提言されている物流計画調査委員会の枠組みおよび設置にかかる検討
 - オ) 本邦研修およびセミナーの内容
- ④ 現地調査、質問票の回答内容、キューバ側関係機関との協議を通じてパイロット事業の検討を行う。
 - ア) パイロット地域の候補地の特定
 - イ) パイロット事業の規模および内容の確認
- ⑤ キューバ側関係機関との協議に参加し、担当分野の範囲からのコメント等を行うとともに、担当分野に係る議事録、面談録及び収集資料リストの作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA キューバ事務所等に報告する。

（２）帰国後整理期間（2023 年 9 月上旬～2023 年 9 月中旬）

- ① 担当分野の観点から、PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。

- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野にかかるリスク管理チェックシート（案）の作成に協力する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文）

2023年9月25日（月）までに JICA 社会基盤部都市地域開発グループ担当者宛に提出。担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び収集資料を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄メキシコシティ⇄ハバナを標準とします。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年8月20日～9月9日を予定しています。

ただし、キューバ査証取得が遅れる場合、現地業務の開始が遅れる可能性があります。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 物流計画（本コンサルタント）

エ) 輸送システム計画 (JICA が別途契約するコンサルタント)

オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA キューバ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎: あり

イ) 宿舎手配: あり

ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上: 英語⇄スペイン語の通訳を提供可

オ) 現地日程のアレンジ: JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイントメントの取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供: なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市地域開発グループ第二チームから配付しますので、jicaim@jica.go.jp (担当: 境) 宛にご連絡ください。

- ・要請書 (スペイン語、日本語仮訳)

- ・案件概要表 (詳細計画策定調査前)

- ・キューバ国 全国運輸マスタープラン策定プロジェクト最終報告書

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル: 「配付依頼: サイバーセキュリティ関連資料」

- ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キューバ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上